

10

学納金の納入やその延納について

前期は4月15日まで、後期は10月15日までが納入期限です。

やむを得ない事情で、所定の期日までに納入が困難な場合は、延納を申請することができます。申請をしないまま、一定期間過ぎると、定期試験の受験資格喪失や除籍になってしまいますので、十分に注意してください。

延納申請の流れ

法人事務局で延納申請書を受け取る



保証人に記入してもらう



法人事務局へ提出する

